

# 要 望 書

本会定期総会において当面する緊急課題と重要事項について、次のとおり決議いたしましたので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

令和元年8月8日

福 島 県 町 村 会  
会 長 小 椋 敏 一



# 目 次

## 【総務部】

- 1. 町村自治の確立について ..... 1
- 2. 町村財政基盤の確立について ..... 2

## 【企画調整部】

- 3. 地方創生の推進について ..... 7
- 4. 再生可能エネルギーを活用した地域の振興について ..... 8
- 5. 新たな過疎対策法の制定について ..... 9

## 【生活環境部】

- 6. JR只見線による地域振興と市町村の負担軽減について ..... 10

## 【保健福祉部・総務部】

- 7. 地域医療の確保について ..... 11

## 【保健福祉部】

- 8. 持続可能な医療保険制度の構築について ..... 14
- 9. 介護保険制度の充実について ..... 17
- 10. 少子化社会対策の推進について ..... 19
- 11. 福島県後期高齢者医療広域連合に対する支援について ..... 21
- 12. 公立藤田総合病院の医師の確保に対する支援について ..... 22
- 13. 塙厚生病院の医師確保等に対する支援について ..... 23
- 14. 町立三春病院の常勤医師の確保に対する支援について ..... 24
- 15. 公立小野町地方総合病院の常勤医師の確保に対する  
支援について ..... 25
- 16. 水道事業再構築への財政支援について ..... 26

## 【商工労働部】

- 17. 磐梯山周辺観光地の再生・復興に向けた観光振興について ..... 27
- 18. 福島空港定期路線の再開及び拡大について ..... 28

## 【農林水産部・生活環境部】

- 19. 農業・農村の振興について ..... 29

## 【農林水産部】

- 20. 森林・林業対策の推進について ..... 34
- 21. ふくしまの森林・林業再生事業期間の延長について ..... 36
- 22. 福島県農業総合センター農業短期大学の整備拡充について ..... 37

## 【土木部】

- 23. 社会資本整備に係る交付金制度等の拡充について ..... 38
- 24. 道路整備について ..... 39
- 25. 常磐自動車道の4車線化について ..... 41

26. 東北中央自動車道「相馬福島道路」の全線早期開通について	42
27. 磐越自動車道の完全4車線化について	43
28. 地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」の無料化について	44
29. 地域高規格道路「会津縦貫南道路」並びに「栃木西部・会津南道路」 の整備促進について	45
30. 地域高規格道路「（仮称）あぶくま横断道」の整備について	46
31. 一般国道の整備促進について	47
1. 一般国道4号の整備促進	
2. 一般国道114号の整備促進	
3. 一般国道252号の整備促進	
4. 一般国道289号の整備促進	
5. 一般国道294号の整備促進	
6. 一般国道349号の整備促進	
7. 一般国道400号の整備促進	
8. 一般国道401号の整備促進	
32. 主要地方道・県道の整備促進について	49
1. 主要地方道霊山・松川線の整備促進	
2. 主要地方道本宮・土湯温泉線の整備促進	
3. 福島空港アクセス道路の整備促進	
4. 須賀川・いわき間の主要地方道の整備促進	
5. 一般県道石筵・本宮線の整備促進	
6. 一般県道須賀川・二本松線の整備促進	
7. 一般県道大橋・五百川停車場線の整備促進	
8. 一般県道小林・館の川線の整備促進	
9. 一般県道滝谷・桧原線の整備促進	
33. ふくしま復興再生道路の整備について	52
<b>【土木部・生活環境部】</b>	
34. 磐梯山周遊道路の整備促進について	53
<b>【土木部・農林水産部】</b>	
35. 広域農道西白河東部地区線の県道編入について	54
<b>【土木部】</b>	
36. 広域河川改修事業「右支夏井川」の整備促進について	55
<b>【土木部・企画調整部】</b>	
37. 所有者不明土地対策及び空き家対策の推進について	56
<b>【教育庁】</b>	
38. 県立白河実業高等学校の実習室の改築と実習設備の充実について	58

## 1 町村自治の確立について

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら食料の安定供給や水源の涵養、地球温暖化対策に資する森林の整備・保全等国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行や地域産業の衰退等町村を取り巻く環境は依然として厳しく、懸命な努力をしているところである。

については、町村がこれまで果たしてきた役割を十分認識し、分権型社会を構築するため、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

1. 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
2. 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
3. 国が制度の創設・拡充等施策の立案に際しては、全国一律に義務付け・枠付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
4. 地方分権改革における「提案募集方式」について、地方からの提案を可能な限り反映すること。  
なお、移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。
5. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
6. 第32次地方制度調査会で圏域における地方行政体制のあり方について調査審議を進めるにあたっては、住民に最も身近な町村の意見を十分に尊重するとともに、町村が将来にわたり希望をもって地域経営を行うことができる地方行政体制を構築すること。
7. 地域間格差を一層拡大させ、市町村合併が前提で住民自治が埋没する懸念がある道州制は絶対に導入しないこと。

## 2 町村財政基盤の確立について

現在、我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方を挙げてこれらの課題に積極的に取り組んでいるところであるが、国が目指す一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取り組みをさらに推進していく必要がある。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的な確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

については、町村の置かれている現状とその重要性を十分認識のうえ、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、次によりその充実強化を図ること。

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- (3) 個人住民税は、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、そのあり方の検討にあたっては、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

(4) 償却資産に係る固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持すること。

なお、平成30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例措置が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限到来をもって確実に終了すること。

(5) デフレ脱却の動向を見極めつつ、土地の負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。

特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

(6) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要であることから、今後、自動車関係諸税のあり方について検討を行う場合は、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(7) 令和元年10月に予定されている消費税10%への引き上げについては、幼児教育の無償化をはじめ、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実に実施すること。

(8) ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(9) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、全国の町村が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、その活用を一層促進するため、制度の延長や抜本的な手続きの簡素化を行うなど、制度の改善を図ること。

(10) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

## 2. 地方交付税の充実強化

(1) 人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、地方交付税率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

- (2) 幼児教育の無償化に係る財源については、令和2年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- (3) 町村は徹底した行政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害や将来の税収の変動、公共施設の老朽化等に備え、各々町村の実情に応じて基金の積み立てを行っているが、こうした実態を踏まえ、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減しないこと。
- (4) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。
- (5) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部にとどまっているため、全額復元に取り組むこと。
- (6) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、関係人口や人材、交流人口等数字に表れにくい成果を加味するとともに、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。
- (7) 交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実にを行い、財政健全化に努めること。
- (8) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、合併の有無にかかわらず、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の需要算定の見直しを行う場合には、単に合併市町村の財政状況のみに着目するのではなく、過疎、山村、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映し、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないようにすること。
- (9) 歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

また、残る検討対象である窓口業務については、町村の実態を十分に踏まえ、慎重に検討すること。



- (10) トップランナー方式による効果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論があるが、地方の努力により行政コストを下げた分、地方の財源が減少することになれば、地方自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は、必ず地方に還元すること。
- (11) 近年、野生鳥獣による農林業被害や森林の公益的機能の低下に伴う土砂・倒木流出などが見られ、町村ではこれら状況に対応した取り組みを行っていることから、地方交付税における基準財政需要額に森林面積(国有林野面積を含む)を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど、所要の財政措置を講じるとともに「林道延長」を補正要素に加えること。特に、森林面積を算入する際には、歴史的経緯等を踏まえ、国有林を含めた算定基準とすること。
- (12) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」(「地方交付税交付金」は「地方共有税調整金」)に変更すること。
- (13) 地方交付税(地方共有税)は、国の一般会計を経由せず地方交付税(地方共有税)特別会計に直接繰り入れること。

### 3. 過疎債、辺地債の確保

過疎地域においては、今後も、食料供給や森林による地球温暖化の防止をはじめ、自然環境や国土の保全など重要な役割を果たしていくため、財政基盤の充実強化を図るとともに、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保すること。

### 4. 地方債の充実

- (1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構といった長期・低利な公的資金を安定的に確保すること。
- (2) 臨時財政対策債の残高を縮減するとともに、累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

## 5. 緊急防災・減災事業債の恒久化等

今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じること。

## 6. 国の制度改正等に伴うシステム改修等への支援

- (1) 町村では、国による新たな制度・施策の導入など制度改正に伴い、コンピューターのシステム改修などを余儀なくされ、多額の費用を負担しなければならないことから、国においては現状を十分認識するとともに、制度改正等に伴う改修費用等は全額国が財政措置するとともに、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。
- (2) 町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。
- (3) 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知の電子化の検討・導入を行うにあたっては、町村の意見を踏まえるとともに、町村におけるシステム改修等に係る経費について地方財政措置を講じるとともに、特別徴収義務者及び納税義務者への周知を図ること。

## 7. 会計年度任用職員制度導入に伴う支援

会計年度任用職員制度導入における期末手当等の支給に係る町村の財政負担について、十分な地方財政措置を講じること。

## 8. 公営企業会計の適用拡大

簡易水道事業及び下水道事業は、住民生活にとって必要不可欠なサービスであるが、当県町村のように住居が散在し、積雪寒冷などの地理的条件の下では、企業性が低く独立採算による運営が難しい状況にあることから、公営企業会計の適用拡大にあたっては、事業規模や地域の実情に応じて弾力的な運用を図るとともに、地方自治体の負担を軽減するため、技術的な支援や財政支援措置を拡充すること。

### 3 地方創生の推進について

町村は、人口減少、過疎化、少子高齢化が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきた。

については、創意と工夫による魅力あるまちづくりを実現するため、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

1. 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、地方の意見を十分に尊重するとともに、K P I（重要業績評価指標）については、町村が創意工夫を凝らして行った施策が適切に評価される仕組みを構築すること。

また、第2期の地方版総合戦略や地域再生計画の策定にあたっては、町村の事務負担が過度なものにならないよう必要な支援を行うこと。

2. 地方創生推進交付金については、安定的かつ長期的な財政支援とし、所要額を確保したうえで、採択要件の緩和や対象経費等の拡大など、柔軟な制度運用を図るとともに、地方負担に対する地方財政措置を確実に講じること。

3. 地方創生拠点整備交付金については、各自治体が計画的に地方創生に資する施設整備を行えるよう継続的かつ安定的に措置すること。

4. 情報化社会に次ぐS o c i e t y 5 . 0（第5の社会）時代に向けた各種施策を進めるにあたっては、条件不利地域を抱える町村を含め、その活用が可能となるよう、5 Gなどの利用環境や未来技術の整備を国が支援すること

5. 地域課題の解決に向けた取り組みを行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、各地域運営組織の実情に応じた支援を行うこと。

6. 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率利用等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。

## 4 再生可能エネルギーを活用した地域の振興について

国民生活の安定向上と経済社会の持続的発展を推進するためには、エネルギーの安定供給確保が不可欠であることから、エネルギー供給源の多様化やエネルギー自給率の向上を図る必要がある。

特に、本県には、太陽光、バイオマス、風力、地熱等の再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、地域産業との連携や地産地消の取り組み等による地域振興への効果が期待されているが、系統設備の増強をはじめ、導入費用等への対策が大きな課題となっている。

については、再生可能エネルギーによる地域振興を推進するため、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

1. 固定価格買取制度の運用にあたり、安定的・持続的な事業運営が確保されるよう配慮すること。
2. 再生可能エネルギーの系統への受け入れ拡大を図ること。
3. 発電設備等の導入費用等に対する財政支援の充実強化を図ること。
4. 北本連系設備のさらなる増強を行うとともに、発電施設の分散設置が可能となる送電線等の電力基盤の強化を図ること。
5. 安定した電力を供給できる蓄電機能の普及拡大を図ること。

## 5 新たな過疎対策法の制定について

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公益的機能を担っている。

この過疎地域の振興については、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

については、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためにも、引き続き、国家的課題として長期的な視点に立った過疎対策に取り組むことが必要であることから、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末に法期限を迎えた後も、新たな過疎対策法を制定されるよう、国に対し強く働きかけいただきたい。

## 6 JR只見線による地域振興と市町村の負担軽減について

平成23年7月に会津地方を襲った新潟・福島豪雨により、JR只見線の会津川口駅から只見駅間が不通となっていたが、平成29年6月、上下分離方式により鉄道で復旧させる方針が決定され、翌年6月15日には全線復旧に向けた工事の起工式が執行されるなど、2021年の再開通を目指し、復旧工事が進められている。

このようにJR只見線の全線復旧に向けて前進しているが、上下分離方式に伴う運営経費への財政負担は、地元市町村にとって重く、厳しい財政運営が続く市町村財政をさらに圧迫することとなる。

また、只見線の利活用を促進するには、沿線地域に留まらず会津地方全域にわたる地域振興事業の推進が不可欠である。

については、会津地域振興のシンボルであるJR只見線を将来にわたり安定的な運行が確保されるよう、次の事項について強く要望する。

1. 上下分離方式の実施に伴って地元市町村が負担する運営経費について、軽減及び財政支援措置を講じること。
2. 只見線利活用計画に基づき展開する様々な地域振興事業等への協力及び支援を行うこと。

## 7 地域医療の確保について

町村における医師及び医療従事者の不足はきわめて深刻な状況にあり、地域医療の確保はもとより、高齢社会に伴う医療・福祉・保健対策を進めるうえからも、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 医師等の人材確保

(1) 医師確保対策のさらなる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

(2) 地方における医師不足が深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(3) 看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

### 2. へき地医療の充実・確保

中山間地域等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

### 3. 自治体病院等への支援

(1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため、一層の財政支援措置を講じるとともに、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

また、地域医療の実情に応じた病床の機能分化及び連携の推進等に対応できるよう、適切かつ十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師標欠及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み、緩和措置等を充実させること。
- (3) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するにあたっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等では公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。
- (4) 外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。

#### **4. 災害に備えた医療供給体制等**

医療施設の震災対策・水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。

#### **5. 救急医療・周産期医療体制整備**

小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

#### **6. 在宅医療等の推進**

- (1) 市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、必要な支援を講じること。
- (2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

#### **7. がん検診の推進**

がん検診の推進にあたっては、対象年齢の拡大とともに、必要な財政措置を講じること。

#### **8. 予防接種の推進**

- (1) おたふくかぜ、ロタウイルス等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じたうえで、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。
- (2) 第2期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、2種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可能とすること。



## 9. 風しんに関する追加的対策の推進

- (1) 風しんに関する追加的対策については、町村に財政負担が生じることがないように、必要な財源を確保すること。
- (2) 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。
- (3) 予防接種に係る標準単価の設定など、事務処理に混乱が生じないように配慮すること。

## 8 持続可能な医療保険制度の構築について

安定的で将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

### 2. 国民健康保険の安定運営の確保

(1) 新制度施行後の国保の安定的な運営の確保のため、特に次の事項に留意すること。

① 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

② 都道府県において、保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一が拙速に進められることのないよう、適切な助言を行うこと。

③ 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しにあたっては、実施状況とそのインセンティブ効果について十分な検証を行うこと。

また、今後の都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を行うこと。

④ 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、新制度施行後においても引き続き堅持すること。

⑤ 都道府県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、その経費を国の責任で全額措置すること。

また、市町村事務処理標準システムへの移行を推進する際は、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。

⑥ 保健医療データプラットフォームの構築にあたっては、運用に係る経費を含め、国の責任で全額措置すること。

⑦ 市町村における国保の事務の簡素化を実現すること。

⑧ 厚生労働省において検討が行われている保険料軽減判定所得の算定方法の見直し案については、軽減判定基準額の変動に係る被保険者への説明が困難な場合や、現行の軽減判定結果と異なる場合があることなど、いくつもの懸念される事項があることから、見直しにあたっては、市町村の理解を得られるよう丁寧な説明を行うとともに、真に事務負担の軽減につながるものとなるよう慎重に検討を行うこと。

また、国保及び住民税のシステムにおいて改修が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、経費について万全の財政措置を講じること。

⑨ 都道府県と市町村の役割分担のあり方等の見直しの検討については、できるだけ早期に開始すること。

(2) 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。

また、子供に係る均等割保険料（税）を軽減するための支援制度を創設すること。

(3) 社会保障・税番号制度の利用範囲を拡大し、被保険者の利便性の拡大と事務の合理化を図るため、特に次の事項に留意すること。

① オンライン資格確認の導入に係るシステム改修等について、十分な準備期間を設けるとともに、国の責任において全額措置すること。

また、運用に係る経費についても、市町村に新たな負担が生じないようにすること。

② 被保険者番号の個人単位化に係る被保険者証の切り替えにあたっては、各市町村での準備期間に十分配慮するとともに、システム改修の経費等について、国の責任において全額措置すること。

③ システムや運用フローなどの詳細設計にあたっては、既存の制度の趣旨や整合性に配慮するとともに、市町村において新たな事務負担が生じないように留意すること。

また、保険者や被保険者の理解と納得を得られるよう、国の責任において、全国民に対する丁寧な説明を行うこと。

(4) 国保における外国人被保険者の資格の適正化に向け、適切な措置を講じること。

### **3. 後期高齢者医療制度の安定運営の確保等**

- (1) 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しにあたっては、きめ細かな激変緩和措置を講じるなど、被保険者が混乱しないようにすること。
- (2) 財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化すること。
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるにあたり、令和2年度から本格実施するうえで欠かせない指針・ガイドライン等をできる限り早期に示すとともに、市町村では事業実施に伴い人員不足や財源不足が考えられることから、人員確保や財政支援等、きめ細かい対応を行うこと。

## 9 介護保険制度の充実について

介護保険制度は、国民の間に定着している一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎える中、利用者が安心してサービスを受け続けられるようにするためには、制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題である。

については、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 保 険 者

高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じていることから、公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

### 2. 保 険 料

保険者の責めに帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した財政措置を講じること。

### 3. 利用者負担の軽減

低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

### 4. 財政運営の充実

- (1) 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源とされているが、これを外枠とすること。
- (2) 介護保険の保険者機能強化のためのインセンティブの財源は、調整交付金等の現行の介護保険財源（公費50%、保険料50%）を活用せず、その外枠で確保すること。
- (3) 「保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取り組みの評価については、地域によって不公平が生じることのないようにするとともに、保険者の制度運営に支障をきたさないようにすること。

- (4) 財政安定化基金にかかる財源は、国及び都道府県において負担すること。

## 5. 基盤整備等

- (1) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。
- (2) 「介護離職者ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成等、引き続き人材確保に取り組むこと。

## 6. 制度見直し等

介護保険制度の見直しにあたっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。

## 7. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費の上限設定については、町村が必要とする事業を円滑に実施できるよう、上限を超える場合に行う国との協議において、町村の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上限設定方法について適切な見直しを行うこと。

## 10 少子化社会対策の推進について

わが国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向は極めて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、世帯規模の縮小や地域社会の活力低下、社会保障に対する現役世代の負担増大の原因となり、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長にもマイナスの影響を与えることが懸念される。

については、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 子ども・子育て支援新制度

(1) 町村が地域の実情に応じ、全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

また、国における所管を一元化すること。

(2) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。

### 2. 地方単独事業の制度化

子ども医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施すること。

また、ひとり親家庭の医療費に対する助成については、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じること。

### 3. 放課後児童クラブに係る基準等の見直し

放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

### 4. 子育て世代包括支援センターの早期普及等

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない必要な支援の提供のため、「子育て世代包括支援センター」の早期普及が行えるよう十分な財政支援等を行うとともに不妊治療等への支援制度を充実すること。

## 5. 幼児教育の無償化

- (1) 幼児教育無償化の円滑な実施にあたっては、初年度経費・事務費・システム改修費を確実に国費で実施すること。
- (2) 幼児教育の無償化に係る財源については、令和2年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。



## 11 福島県後期高齢者医療広域連合に対する 支援について

後期高齢者医療制度については、平成20年4月の制度施行以来、その安定的な制度運営に努めてきたところであり、今後も高齢者の方々が安心して医療を受けられる安定的な制度運営を図るためには、広域連合事務局の人員体制の維持が不可欠である。

については、引き続き、広域連合事務局に対する県職員の派遣の継続を強く要望する。

## 12 公立藤田総合病院の医師の確保に対する支援について

公立藤田総合病院（構成：国見町・桑折町・伊達市）は、診療科20科・病床数311床・外来患者数1日約610人の県北地方の地域中核病院として、長い間地域住民から大きな信頼を寄せられてきた。

しかしながら、新医師臨床研修制度を発端に、地域が必要とする医師の確保が困難となったことに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により以前にも増して医師確保が困難となり、必要最低限の医師確保さえも困難な状況にある。

このため、現在、産婦人科をはじめ皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科の常勤医師を確保できず、限られた日に外来診察のみを行っている現状であり、住民に深刻な困惑と不安を与えている。

については、住民が安心できる地域医療体制を確保することが喫緊の課題であるので、内科・整形外科・産婦人科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科の常勤医師の確保について、強力な支援を強く要望する。

## 13 埴厚生病院の医師確保等に対する支援について

埴厚生病院は、東白川地方の中核病院としてその役割は大きく、地域住民の健康と豊かな暮らしを守るため、病院機能の充実強化、そして医師確保が喫緊の課題である。

については、地域住民に安全で安心した医療を提供できる診療体制を確保できるよう、次の事項について強く要望する。

1. 小児科常勤医師の確保に向けた支援を講じること。
2. 産婦人科医師2名体制の確保に向けた支援を講じること。
3. 現在、東白川地方で唯一、透析治療が受けられる医療機関であることから、今後も透析診療を維持・継続できるよう、常勤医師の確保に向けた支援を講じること。
4. 県立医科大学「寄附講座 東白川整形外科アカデミー」設置に係る町村への財政支援を講じること。

## 14 町立三春病院の常勤医師の確保に対する支援について

町立三春病院は、平成19年度に県から移譲を受け、指定管理者制度により管理運営を行っており、これまで地域の基幹中核病院として質の高い医療サービスを提供するため、医療体制の充実に取り組んできたところである。

医師が少ない中で、地域の医療や福祉を担い続けることには限界があり、病院機能・各診療科目を維持するための常勤医師の確保に苦慮している状況があり、さらには救急医療体制の充実、在宅医療・介護連携強化など、町立三春病院に求められるニーズが多様化し、さらなる取り組みの強化が求められている。

については、町立三春病院の医療体制を充実させ、地域の基幹中核病院としての役割を強化できるよう、産婦人科をはじめとする常勤医師の確保について、強力な支援を強く要望する。

## 15 公立小野町地方総合病院の常勤医師の確保 に対する支援について

公立小野町地方総合病院は、5市町村（小野町・田村市・平田村・川内村・いわき市）で構成する地域の中核病院として、119床の入院病床を有し、地域に不足する眼科・耳鼻科・泌尿器科などの外来診療、人工透析治療を担うほか、訪問診療・訪問看護による在宅医療支援を行っている。

また、高齢化の進む当地域では、地域包括ケアの構築が急務であり、地域包括ケアシステムの中核としての役割が期待されているところであるが、現在も2名の常勤医師と42名の非常勤医師により病棟診療や外来診療等を行っており、常勤医師への負担が非常に大きい現状にある。

現在、平日夜間の緊急患者の受け入れを再開したが、夜間・休日診療については休止しており、田村地方の救急搬送件数の約8割を郡山市内の医療機関に依存している状況にあるなど、公立小野町地方総合病院が地域の中核病院としてその責を全うしていると言える状態にはない。

については、阿武隈中部地域及び田村地域の救急医療を含めた地域医療の確保、さらに、地域包括ケアシステムの中核的医療機関として役割を果たすため、常勤医師の派遣について、強力な支援を強く要望する。

## 16 水道事業再構築への財政支援について

水道は、住民生活に欠くことのできない最も重要な社会インフラであり、安全で安価な水道水の継続的な供給が求められるが、水道の現状は人口減少社会の進展に伴い、有収水量は減少に転じており、今後さらなる減少が予想され、水道事業における独立採算制を旨とした経営が難しくなっている。

また、安定的な供給のためには経営状況に関係なく、水道施設や石綿セメント管の更新が必要であり、多大な費用負担が不可欠な状況にある。

このようなことから、財政基盤の弱い町村経営の水道事業は、中長期の更新需要や財政収支の見通しの把握を強化するとともに、財源の担保となる国の継続的な支援が不可欠である。

さらに、水道事業の再構築には、広域連携や官民連携の促進など、水道事業の課題に積極的に取り組むことが求められるが、さらなる投資や住民の理解を得るには相当時間を要すると思われる。

については、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

1. 水道施設再構築に係る補助事業の要件緩和と交付金事業の拡大に向けた支援を講じること。
2. 石綿セメント管更新に係る補助事業の恒久化と新たな交付金事業の創設に向けた支援を講じること。

## 17 磐梯山周辺観光地の再生・復興に向けた観光振興について

磐梯山周辺は、日本を代表する観光地であるとともに、世界有数のリゾート地として、年間を通じ多くの観光客が訪れている。

しかしながら原発事故後は、事故の影響とそれに伴う風評により観光客が激減したところであるが、有料観光道路の無料開放措置等が実施されたことにより、現在は観光客も戻りつつある。

また、磐梯山周辺地域の観光振興を活性化させるため、磐梯山の特色的な土壌・自然・文化を高度活用した質の高い自然公園を目指し「磐梯山ジオパーク協議会」を設立し、現在は「日本ジオパーク」の認定に続き、「ユネスコ世界ジオパーク」への推薦と認定を目指し活動を展開している。

については、風評被害を払拭し、磐梯山周辺観光地の再生・復興に向け、継続した観光振興に取り組むよう強く要望する。

## 18 福島空港定期路線の再開及び拡大について

福島空港は平成5年の開港以来、県民及び北関東地域の空の玄関口として、人的交流や産業・経済交流のほか、東日本大震災時には防災拠点として物資の受け入れを行うなど、極めて重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、平成11年度に年間利用者数75万人を記録して以降、機体の小型化が進むとともに、名古屋路線や福岡路線等の定期路線が廃止され、平均搭乗率が高かった沖縄便もJALの撤退により廃止され、さらに東日本大震災後は国際定期路線が休止となり、現在、福島空港の就航先は北海道路線と大阪路線のみとなり、空港利用者も年間約26万人まで減少している状況にある。

地方空港を取り巻く環境は全国的にも厳しい状況にあるが、国は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、インバウンドの増加に力を入れており、航空機を利用した外国人観光客の大幅な増加が見込まれる中で、福島空港の定期路線拡大が実現できれば、従来の人的・文化的交流や2次産業における経済交流だけではなく、新たに観光産業等の3次産業にも大きな経済的恩恵が期待される。

については、本県の復興を加速させ、新たなふくしまの創生を目指し、人・物・産業の交流促進を図るため、次の事項について強く要望する。

1. 福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業を核とした交流促進による、福島ー沖縄定期路線の再開と新たな国内定期路線の開設を図ること。
2. 国際定期チャーター便（台湾便）の定期路線化促進と上海便、ソウル便の再開のため、海外での風評払拭に向けた正確な情報の発信と交流促進を図ること。



## 19 農業・農村の振興について

農業・農村は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹的産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的・公益的機能を有している。

については、我が国が持続発展していくための最大の社会資本整備が農業・農村の確立にあることを踏まえ、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 今後の農業・農村政策

農村は、食料の供給や国土の保全などの役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップなど新たな可能性を有していること、また、田園回帰の強い動きが見られること等を踏まえ、国と自治体の連携・協力（パートナーシップ）の強化のもと、都市と農村が共生できる社会を創造するため、今後の農業・農村政策として、次の事項の実現を図ること。

- (1) 農業・農村政策の推進のため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランスよく実施すること。
- (2) 国と自治体の役割分担の明確化や政策について検討するための、農政に関する「国と地方の協議の場」を設けること。
- (3) 各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。
- (4) 「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、多様な地域の実態を重視し、農業・農村が多面的機能を維持・発揮できるよう、安定した政策を確立すること。

### 2. 国際農業交渉に関する適切な対応

- (1) 日米物品貿易協定（TAG）に関する二国間協議においては、国内農林水産業に悪影響を及ぼすことのないよう、毅然とした姿勢で臨むこと。  
また、生産現場の不安を払拭するため交渉過程の透明性を確保すること。

(2) WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、今後のEPA・FTA交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。

(3) TPP11協定、日欧EPAに関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、豚肉・牛肉・乳製品・麦・砂糖などの影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

特に、影響が大きいとされる畜産関係に関し、生産コストの削減、品質向上の目標達成に向けた方法などを国がしっかりと示すこと。

また、経営安定対策事業（マルキン）について、しっかりと予算の確保を図ること。

### 3. 食料の安定供給の確保

(1) 食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。

(2) 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産流通活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取り組みを強化すること。

(3) 国産農産物の消費拡大及び食育の推進にあたっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数の引上げ等、効果的な方策を講じること。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックでの国産食材の提供や農産物輸出の拡大に向け、GAPの認証取得に係る支援策の拡充を図ること。

### 4. 農業の持続的な発展

(1) 地域農業の担い手の育成・確保にあたっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を確保すること。

(2) 産地パワーアップ事業については、地域農業の実情を踏まえ、採択要件の緩和を図ること。

(3) 米政策改革について

- ① 新たな米政策の推進にあたっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細やかな情報提供を行うとともに、地域農業再生協議会への十分な財政支援を講じること。
- ② 適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産の取組みを支援するため、水田活用の直接支払交付金に係る所要額を継続的に確保し、水田農業対策の充実・強化を図ること。
- ③ 経営安定に向け、米価下落対策の充実を図ること。
- ④ 収入保険制度の実施にあたっては、農業者が制度を有効活用できるよう、適切な措置を講じること。

(4) 農地中間管理機構からの業務委託については、町村の業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構集積協力金については、地域の取り組みに支障をきたさないよう、所要額を確保すること。

(5) 農業農村整備事業の充実・強化

- ① 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業にかかる農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。
- ② 近年頻発する自然災害による農業被害に対しては、復旧・復興への万全な支援を講じるとともに、災害に強い農業基盤の整備を図ること。
- ③ 農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。
- ④ 所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池の施設管理権を取得した町村が適切にため池の操作、維持、修繕その他の管理が行えるよう、必要となる経費や専門的人材の確保等について十分な支援を行うこと。
- ⑤ 中山間地域における農業の発展・農村の振興に向け、小規模な面積でも排水不良田の改良を行うことができるよう、農業農村整備関係事業の面積や作物等の要件を緩和すること。

(6) 農業経営に占める燃油の割合は極めて高いことから、燃油価格高騰対策など、安定した農業経営が行えるよう、必要な措置を講じるとともに、農業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置を継続すること。

(7) 畜産・酪農対策の推進について

- ① 担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。

- ② 畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。
  - ③ 配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。
  - ④ 豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病については、国の責任において感染経路や発生原因を近隣国と共同で早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、これらの伝染性疾病に伴う風評被害対策に万全を期すこと。
- (8) 地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化を推進するための支援策を講じること。

## 5. 農村の振興

- (1) 農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る施策を講じること。
- (2) 農山漁村と都市との共生・対流の推進とコミュニティの再生
- ① 農山漁村地域の活性化にあたっては、都市と農山漁村の共生・対流に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。  
また、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に成立させるとともに、移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取り組みを支援し、田園回帰を一層促進すること。
  - ② インバウンド需要を農山漁村に呼び込み、所得の向上、雇用の増大及び地域の活性化を図るため、「農泊」の取り組みへの支援を継続・拡充すること。  
また、関係者相互の情報共有やネットワークづくりに対する支援を講じること。
- (3) 中山間地域は、農業の発展やコミュニティの維持、多面的機能の発揮等、農村の振興において重要な役割を果たしていることから、中山間地農業ルネッサンス事業の継続・拡充を図ること。
- (4) 日本型直接支払制度について
- ① 事務負担の軽減を図るとともに、町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援を講じること。

- ② 多面的機能支払交付金については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するため、支援策の拡充・強化を図り、必要な財源を確保すること。
  - ③ 中山間地域等直接支払交付金については、制度を継続するとともに、必要な財源を確保すること。  
また、制度の継続にあたっては、地域の取り組みに支障をきたさないよう事務負担の軽減を図るとともに、遡及返還措置を緩和すること。
  - ④ 環境保全型農業直接支払交付金については、安定的な制度運営を図るとともに、地域の取り組みに支障をきたさないよう要件を緩和し、必要な財源を確保すること。
- (5) 甲種農地及び第1種農地の転用許可における、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の判断基準に、雇用される者に占める農業従事者の割合を3割以上としていることについては、農業者が減少している中、町村ごとに様々な実情があることを踏まえ、弾力的な運用を行うこと。

## 6. 鳥獣被害対策

- (1) 鳥獣被害対策については、野生鳥獣による農作物等の被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携のもと、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。
- (3) 鳥獣被害の最前線にある町村が保護管理等専門的な知識を有する専門職員を配置できるよう、人件費等に対する支援を講じること。
- (4) 狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

## 20 森林・林業対策の推進について

森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では、過疎化・高齢化が進行するなど、町村は厳しい状況におかれている。

については、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

- (1) 間伐や路網整備、再造林等による森林整備の着実な推進と山地災害や津波被害の防止・軽減に向けた総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については、重点的に予算を確保するとともに、近年頻発する山地災害には復旧・復興を含めた万全の対策を講じること。
- (2) 新たな森林管理システムの円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する、国及び都道府県による支援の強化を図ること。
- (3) 林地台帳については、技術面の支援とあわせて、万全の財政措置を講じること。
- (4) 林道の整備については、特に橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。
- (5) 里山等の荒廃竹林に対し、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。
- (6) 深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
- (7) 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。
- (8) 外国資本等による森林買収に対し、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。

## **2. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大**

CLTの普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業成長産業化総合対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立するとともに、木材需要の喚起と拡大を図ること。

また、木造建築物の設計者の育成等を促進すること。

## **3. 担い手の育成**

林業の成長産業化を支える林業従事者の確保・育成やキャリアアップを進めるため、「緑の雇用」関連事業などの必要な予算を確保すること。

## **4. 国際交渉に関する適切な対応**

TPP11協定、日欧EPAに関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、合板・SPF製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

## 21 ふくしまの森林・林業再生事業期間の延長について

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故からの復興・創生については各般の施策を実施し着実に進展している。

しかしながら、県内の森林の実情に目を向けると、未だにしいたけ原木の生産が困難な状況であり、さらに、県内の大部分の市町村で野生きのこの出荷が制限されているなど原発事故に伴う放射性物質の影響が続いている。

このような状況を打破すべく、各町村においてはふくしまの森林・林業再生に向けた森林整備を全力で推進しているが、マンパワーやノウハウの不足により、東白川地方4町村の施業実績は、平成29年度の繰越事業分を含め682.39haにとどまっており、管内民有林27,214haに対する実施率としては僅か2.5%である。

ついては、ふくしまの森林・林業の再生を成し遂げるため、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

1. 「ふくしま森林再生事業」は、本県の森林・林業・木材産業を再生するうえで、効果的で欠かすことのできない事業であることから、復興・創生期間後も継続した取り組みを図ること
2. 迅速な森林整備を可能とするため、放射性物質対策と森林整備に分かれている予算の一本化や事務手続きの簡素化を図るなど森林再生事業の促進のための策を講じること。
3. 将来のきのこ原木の安定供給に向けて次世代への原木林等広葉樹林の再生を図るための策を講じること。



## 22 福島県農業総合センター農業短期大学の整備拡充について

福島県農業総合センター農業短期大学は、県内唯一の農学に関する高度な教育機関として本県農業を担う優秀な人材育成に寄与しているところである。

しかしながら、農業を取り巻く状況は、国際化の進展、食料自給率の低下、就業者の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増大など非常に厳しい状況にある。

こうした中、国際的感覚や企業的経営管理能力、高度な技術力等を身につけて農業に率先して就業する若者を育成することが強く求められている。

については、高度な農業教育を実現し、本県農業を担う優れた人材の育成、確保し、農業情勢の変化に対応した教育、研究活動の効率的な展開を図るため、次の事項について強く要望する。

1. 福島大学農学群食農学類が開設されたことにより、西白河地方においても魅力ある地域社会の実現に向けた連携協力を進めるため、農業短期大学校をはじめ、西白河地方に既存する多くの農業関連施設や実践型教育に適した豊かな地域資源の積極的な活用を福島大学に対し強く働きかけること
2. 本県における地域産業の6次産業化をリードする人材育成に向けた教育活動を展開するとともに、農業の魅力化と産業としての確立に向け、第一線で活躍する技術者や博士号取得者などの外部有識者を講師に招へいするなどした実践的なカリキュラムの強化に向け、指導者のさらなる充実を図ること。
3. 農業短期大学の定員増を図るとともに、外国人農業実習生などの研修受け入れについて検討すること。
4. 農業に対する理解と安全な食料生産の重要性の再認識のための施策として、校内施設を定期的に一般開放するなど、さらなる地域貢献に努めること。
5. 本県農業を担う人材育成のため、農業短期大学校を4年制大学への昇格などについて検討すること。

## 23 社会資本整備に係る交付金制度等の 拡充について

社会資本整備総合交付金等は、安全安心な社会生活を確保する上で不可欠な道路・河川・砂防・下水道・街路等社会資本の整備と維持管理に不可欠な交付金制度である。

また、近年、集中豪雨や記録的な豪雪等の自然災害が頻発しており、災害に伴う自治体の財政負担の増加が危惧されていることから、老朽化の進む公共施設の長寿命化を図り、安全で災害に強いまちづくりに向けたインフラのハード面及びソフト面の対策が重要となる。

については、住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

1. 町村が策定した社会資本整備計画に基づき、継続した事業を確実に実施できるよう社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、長期安定的に必要な財源を確保すること。  
また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。
2. 道路・橋梁などの公共施設老朽化対策を早急にできるよう、十分な予算を配分するとともに制度の見直しを行うこと。
3. 橋梁長寿命化計画に基づく法定点検に要する経費に対する補助率の増高や補助残への起債充当など制度を拡充すること。
4. 集中豪雨などによる浸水被害対策及び局地的な豪雪の雪害対策に対する十分な財源措置を講じること。  
また、防災・安全交付金の一部を財源とする、頻発・大規模化する災害への対応等のための個別補助制度については、交付金とは別枠で確保するとともに、町村が防災・安全交付金を活用して実施する事業に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

## 24 道路整備について

道路は、地域住民の快適な日常生活や生命・財産等の安全の確保、様々な経済活動の活性化や地域振興の促進に欠かすことの出来ない最も基礎的な社会資本であり、高速自動車道路を含む道路の整備を緊急かつ計画的に推進することが必要である。

特に、本県は、大都市圏に比べ公共交通網が発達しておらず、とりわけ自動車交通への依存度が高い状況にあるが、道路整備は遅れており、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学等住民生活にも支障をきたしている状況にあることから、道路網の整備により早期にネットワーク化を進めることが喫緊の課題となっている。

については、積雪の多い地域の現状や地方の道路整備状況等を勘案し、地方が真に必要とする道路整備が着実に進められるよう、次の事項について国に対し強く働きかけいただきたい。

1. 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の評価・判断にあたっては、地域の意見を十分踏まえ、救急医療アクセスなど地域の実情を適正に反映すること。
2. 安全で安心できる地域づくりのため、防災・減災に資する道路整備を推進すること。特に、災害時の代替ルートの確保等のため、高規格道路等の整備を推進すること。
3. 国・県・市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、既存道路においても地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障をきたすような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩落防止対策等を含めた道路の維持・修繕を行えるよう必要額を確保すること。

4. 本県はその多くが豪雪地帯という地理的・気象的条件にあり、徐排雪の充実が住民生活を支える上で非常に大きな課題となっている。  
しかしながら、町村の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあることから、市町村道の除排雪に係る必要額の安定的な確保や、年度途中で機動的な除排雪ができる補助制度の充実を図ること。
5. 積雪寒冷地域という特殊事情を踏まえ、降雪状況に応じ、国道の適正な除排雪及び防雪対策等が講じられるよう、必要な予算を確保すること。
6. 道路やこれらに係る橋りょう、トンネル等の老朽化が進んでいる社会インフラについて、自治体の定めたメンテナンスサイクルなどに基づき、長寿命化対策等が確実に実施できるよう、維持管理・更新に係る安定的な予算を確保するとともに、人材育成（技術者の派遣等）や戦略的な技術開発など技術的支援を推進すること。

## 25 常磐自動車道の4車線化について

浜通り地方の悲願であった常磐自動車道が、平成27年3月1日に仙台まで全線開通し、浜通り地方の市町村では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生が加速化されるのに加え、災害時の交通ネットワークの強化や観光振興による交流人口の拡大など、大いに期待される場所である。

一方、いわき中央IC以北の常磐自動車道は暫定2車線であるため、復興・再生の進展に伴う広域物流の拡大や除染に伴う汚染土壌等の運搬の本格化、さらに福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の進捗等により、工事車両等の交通量が激増し、交通渋滞の多発、交通事故の増加など、様々な影響が懸念されている。

については、浜通り地方の復興・再生を推進するとともに、産業・経済・医療など様々な分野を支える主要幹線道路としての安全性・信頼性を確保するとともに、地域振興、支援活動及び緊急時の避難路確保のため、次の事項について、国等に対し強く働きかけいただきたい。

1. いわき中央ICから広野IC間の4車線化の整備促進
2. 広野IC以北の全線4車線化事業の早期着手

## 26 東北中央自動車道「相馬福島道路」の 全線早期開通について

東北中央自動車道「相馬福島道路」は、常磐自動車道と東北自動車道を結ぶ、延長約45kmの自動車専用道路であり、東日本大震災からの復興・再生を支える復興支援道路として位置付けられ、相馬山上IC～霊山ICは平成30年3月10日には開通し、相馬IC～相馬山上IC間は令和元年度の開通を目標に工事が進められており、残る霊山IC～桑折JCT間については、(仮称)福島保原線IC～(仮称)国道4号IC間(2.8km)を除いて、令和2年度内の完成を目指し鋭意工事が進められている。

本道は、広域物流の改善、交流人口の拡大、災害時の緊急避難経路の確保はもとより、高度救急医療を拡大する「命の道」として、極めて重要な機能を有する道路である。

については、令和2年度以降も通常の公共事業とは別枠で、整備に必要な予算を確実に確保し、一日も早く全線開通が図られるよう、国等に対し強く働きかけいただきたい。

## 27 磐越自動車道の完全4車線化について

磐越自動車道は、本県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、常磐自動車道、東北自動車道及び北陸自動車道と広域ネットワークを形成し、本県の経済・産業・文化等の発展に重要な役割を果たしている。

また、平成16年の新潟中越地震時には迂回として、平成23年の東日本大震災時には緊急輸送路に指定され、復興支援や支援物資の搬送に大きな役割を果たし、県の復興計画においても復興を支える交通基盤に位置付けられている。

しかしながら、会津若松ICから新潟中央JCT間は、依然として暫定2車線となっており、本区間が4車線化されれば、対面交通が解消され、大雪・工事等による通行止めが大幅に減少するとともに、交通渋滞の緩和はもとより通行の安全性がより確保されるものである。

については、磐越自動車道の完全4車線化を図られるよう、国等に対し強く働きかけいただきたい。

## 28 地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」 の無料化について

本県は、多極分散型の県土構造を活かした「多極ネットワークの形成」を地域整備の目標としており、高速交通体系との連携を図りながら県内各地域を有機的に結ぶ規格の高い道路の整備が必要である。

地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」は、東北自動車道「矢吹 I C」と「福島空港」及び磐越自動車道「小野 I C」とを結ぶ高速交通ネットワークを形成する約 3.6 km の重要な幹線道路であり、地域間の連携交流の促進、広域交流の促進、開発ポテンシャルの高い阿武隈地域の発展支援、災害時等の代替路線確保や救急医療体制の支援による住民福祉の増進など、様々な効果が期待されており、さらには福島空港の利活用促進、21 世紀 F I T 構想や福島県阿武隈地域振興プラン 2.1 等を支援するなど、極めて大きな意義を有する道路である。

本道路は、平成 23 年 3 月に全線開通し、東北自動車道、磐越自動車道が連結する高速交通網が整備され、地域振興や文化、物産交流が大きく進むものと期待されている。

については、現在、矢吹中央 I C から玉川 I C 間 6.6 km が有料区間となっているが、さらなる利用者の増加と利便性の向上を図るため、早急に無料化を図られるよう強く要望する。



## 29 地域高規格道路「会津縦貫南道路」並びに「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

会津縦貫南道路は、県土の骨格をなす「多極ネットワーク形成軸」の一つである会津軸を会津縦貫北道路とともに形成するものであり、米沢～会津～日光を結ぶ重要な路線として、その整備による産業振興、地域づくり、持続可能な生活・交流圏の拡大が大いに期待されている。

また、会津縦貫南道路は、平成10年6月に候補路線から計画路線へとなり、栃木西部・会津南道路が候補路線に指定されて以来、平成30年度には小沼崎バイパス（第4工区）の（仮称）田代トンネルの掘削開始、下郷田島バイパス（第5工区）の本線着工、「栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会」の設立など、一体的な整備促進に対する機運も高まっている。

については、会津縦貫南道路と栃木西部・会津南道路の早期整備が強く求められていることから、次の事項について、国等に対し強く働きかけていただきたい。

### 1. 会津縦貫南道路

小沼崎バイパス（第4工区）、湯野上バイパス（第4工区）、下郷田島バイパス（第5工区）の早期整備並びに未着手区間（第2工区）の事業化を図ること。

また、復興予算の対象範囲を拡大し、会津縦貫南道路の整備も対象にし早期整備を図ること。

### 2. 栃木西部・会津南道路

早期に計画路線への指定を図り、会津縦貫道と一体的に早期整備を図ること。

## 30 地域高規格道路「(仮称) あぶくま横断道」 の整備について

浜通りと中通りとの間では、磐越道、東北中央自動車道相馬福島道路が整備されているが、双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が整備されておらず、原発事故発生時、狭隘な国道が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障をきたした。

災害時の安定的な避難路の確保と、福島イノベーション・コースト構想の推進等、産業集積拠点間のネットワークをはじめ、県内の広域連携を促進し、効果的なものとするため、新たな道路として、地域高規格道路「(仮称) あぶくま横断道」について早期に計画を進め整備が図られるよう国等に対し強く働きかけいただきたい。

## 31 一般国道の整備促進について

次の一般国道について、早急なる改良等整備促進が図られるよう、国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 一般国道4号の整備促進

一般国道4号は、東北地方の交通の大動脈であるが、沿線地域の発展等に伴い、慢性的な交通渋滞に陥っていることから、早急に下記区間の拡幅改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 国見町藤田地区～石母田地区間、矢吹鏡石道路の4車線化事業促進
- 国見町石母田地区から宮城県境間の付加車線事業促進

### 2. 一般国道114号の整備促進

一般国道114号は、福島市と双葉地方を最短距離で結ぶ重要な路線であるので、早急に下記区間の改良整備等を図られるよう強く要望する。

- 川俣町山木屋地区の改良整備促進

### 3. 一般国道252号の整備促進

一般国道252号は、会津と日本海を結ぶ重要な路線で、特に奥会津と会津若松市との間は、両沼地方にとって唯一の生活道路でもあり、地域開発・産業経済の発展に大きな役割を果たしている幹線道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 金山町本名地区（本名バイパス）の早期完成
- 三島町滝原地内のスノーシェットの改良整備促進

### 4. 一般国道289号の整備促進

一般国道289号は、新潟市といわき市を結ぶ重要な路線であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 只見町小林地区の改良整備促進及び明和橋の架け替えの早期実現
- 南会津町針生地区の駒止トンネル周辺の登坂車線整備及び無散水融雪施設の設置
- 只見町中心地から入叶津地内を最短で結ぶ「只見トンネル」の早期実現
- 南会津病院から只見町方面のバイパス整備早期実現
- 南会津町片貝地区から下山地区の歩道設置
- 西郷～白河～棚倉間の改良整備促進

## 5. 一般国道294号の整備促進

一般国道294号は、県南地方と会津地方を最短で結ぶ路線であり、産業・経済・文化・観光振興に重要な路線であるので、早急に下記区間の改良整備促進を図られるよう強く要望する。

- 白河市境～天栄村大字大里字沢邸間の改良整備促進（橋梁を含む）及び歩道設置

## 6. 一般国道349号の整備促進

一般国道349号は、茨城県と宮城県を結ぶ阿武隈山系を縦断する路線であり、沿線市町村の発展はもとより阿武隈地域の開発、21世紀FIT構想等を推進するためにも極めて重要な幹線道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 川俣町大綱木地区の改良整備促進

## 7. 一般国道400号の整備促進

一般国道400号は、茨城県水戸市を起点とし、会津西部の一般国道49号へつながる路線であり、地域開発と産業経済の発展に大きな役割を持つ欠くことのできない重要な道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 舟鼻トンネル前後区間のバイパス化工事及び舟鼻工区の拡幅工事の早期完成
- 杉峠の通年通行に向けたトンネル化による改良整備促進

## 8. 一般国道401号の整備促進

一般国道401号は、一般国道121号と一般国道252号の間において、会津若松市と奥会津の中部地方、さらには群馬県とを最短距離で結ぶ、地域の振興と発展に欠かせない路線であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 地域連携道路として事業着手された博士峠の早期完成
- 新鳥居峠の通年通行に向けた未改良区間の改良整備及び雪崩防止施設・落石防護柵等の整備、トンネル化事業の早期着工
- 昭和村大芦地内のバイパス化工事の早期完成
- 会津美里町権現宮地内の踏切改良及び道路の拡幅整備の早期着工

## 32 主要地方道・県道の整備促進について

次の主要地方道・県道について、早急なる改良等整備促進が図られるよう、強く要望する。

### 1. 主要地方道霊山・松川線の整備促進

主要地方道霊山・松川線は、伊達市霊山町の一般国道115号から福島市松川町で一般国道4号に接続し、沿線住民に密着した生活道路として重要な役割を担う路線であるが、川俣町秋山地区は幅員狭隘で屈曲が甚だしく危険な箇所が多いことから、早急に改良整備促進を図られるよう強く要望する。

### 2. 主要地方道本宮・土湯温泉線の整備促進

主要地方道本宮・土湯温泉線は、安達太良山麓を中心に福島市と猪苗代町、会津地方を周遊する交通の要衝として広く利用されており、中でも同山麓にある「ふくしま県民の森・フォレストパークあだたら」や二本松岳温泉には多くの観光客が訪れている。

本路線は、多くの観光客に利用されると同時に、沿線住民の生活道路として児童生徒の通学路ともなっているが、幅員が狭隘な上、急カーブ、急勾配など危険な箇所が多数ある。

については、観光客の自家用車、大型バスに加え、大型輸送車両の通行も多いことから、沿線住民の安全を確保するため、全線拡幅の上、通学路及び住家連たん地区への歩道設置を図られるよう強く要望する。

### 3. 福島空港アクセス道路の整備促進

福島空港は、本県の空の玄関となるばかりでなく、国際空港としても期待されている。

については、福島空港の利便性の向上と空港のインパクトを最大限に活用し、周辺市町村がなお一層の振興を期するため、空港アクセス道路として、早急に下記路線の改良整備促進を図られるよう強く要望する。

- 主要地方道棚倉・矢吹線（中島～川原田以北バイパスの早期整備）
- 主要地方道矢吹・小野線
- 主要地方道矢吹・天栄線
- 一般県道石川・矢吹線

#### 4. 須賀川・いわき間の主要地方道の整備促進

須賀川市からいわき市に至る下記路線は、中通りの商工業都市と重要港湾小名浜港及び東北有数の臨海工業の集積地いわき市を直結する極めて重要な物流路線であり、さらには福島空港にアクセスするとともに、東北・常磐・磐越自動車道、福島空港・あぶくま南道路、一般国道4号・118号・121号と接続し、本県の産業、経済、観光の振興を図る上で重要な路線である。ついては、年々、一般通行車のみならず、タンクローリー等の大型車両の通行が増加し、交通事故も多発傾向にあることから、交通安全確保と輸送力の向上を図るため、早急に下記路線の改良整備促進を図られるよう強く要望する。

- 主要地方道いわき・石川線の改良整備促進及び石川バイパス・才鉢工区バイパスの事業促進
- 主要地方道飯野・三春・石川線の改良整備促進
- 主要地方道古殿・須賀川線の改良整備促進

#### 5. 一般県道石筵・本宮線の整備促進

一般県道石筵・本宮線は、郡山市・大玉村・本宮市を結ぶ路線であり、会津地方から郡山市石筵地区を通じて安達地方を結ぶ基幹道路として、古くは江戸時代から阿武隈川の水運と結び、会津地方との文化交流の中心的役割を果たしてきた歴史的にも価値のある街道である。

ついては、郡山市・大玉村区間にある交通不能区間の早期解消を図られるよう強く要望する。

#### 6. 一般県道須賀川・二本松線の整備促進

一般県道須賀川・二本松線は、一般国道4号と並行していることから二本松・福島方面や、本宮・郡山方面へと向かう通学・通勤ルートとなっており交通量が激増している。本路線は、住宅地を通過する生活道路でもあり、大山小学校の通学路ともなっているが、歩道が設置されておらず、極めて危険な状態にある。登下校中の児童等が死傷する事故が全国で相次いで発生していることを受け、沿線住民の安全を確保するため、通学路の歩道設置を図られるよう強く要望する。

#### 7. 一般県道大橋・五百川停車場線の整備促進

一般県道大橋・五百川停車場線は、玉井小学校の通学路であるうえ、多くの公共施設が隣接しており、多くの利用者が通行する道路であるが、当該区間には歩道が設置されておらず、極めて危険な状態にある。児童や公共施設利用者等の安全を確保するため、通学路等の歩道設置を図られるよう強く要望する。

## **8. 一般県道小林・館の川線の整備促進**

一般県道小林・館の川線は、生活道路として、また、一般国道289号が不通となった際のう回路として重要な路線であるので、荒島～熊倉間の防雪施設整備及び通年通行の確保、亀岡～小林間の拡幅整備促進を図られるよう強く要望する。

## **9. 一般県道滝谷・桧原線の整備促進**

一般県道滝谷・桧原線は、主要地方道柳津・昭和線と一般国道252号を接続する重要な生活道路であるので、桧原バイパスの早期実現を強く要望する。

### 33 ふくしま復興再生道路の整備について

双葉地方は、東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興に邁進しているところであるが、住民の帰還や産業の再生にはまだ時間を要する。

については、住民帰還の加速や産業再生を支える、「復興再生道路」の整備について、スピード感をもって進められるよう、次の路線の整備促進を強く要望する。

1. 一般国道114号
2. 一般国道288号
3. 一般国道349号
4. 一般国道399号
5. 主要地方道原町・川俣線
6. 主要地方道小野・富岡線
7. 一般県道吉間田・滝根線



## 34 磐梯山周遊道路の整備促進について

磐梯山周辺は、年間を通じ多くの観光客が訪れる福島県を代表する観光地である。

しかしながら原発事故後は、事故の影響とそれに伴う風評により観光客が激減したところであるが、有料観光道路の無料開放措置等が実施されたことにより、現在は観光客も増加傾向にある。

磐梯山周辺の道路環境は、山間地のため狭隘で道路改良が進んでおらず、また、道路網の整備も遅れており、災害時のアクセス道路として、また、風評払拭に向けた観光道路、特に、冬期間の「スキーリゾートふくしま」の地として、磐梯山を周遊する道路網の整備が強く求められている。

については、磐梯山周遊道路の整備は、会津地方の経済発展にも大きく寄与することから、利便性の高い道路網の確保に向け、次の路線の整備促進を強く要望する。

1. スキー場エリア間を直結する「町道磐梯清水平リゾート線（磐梯町）」及び「町道猪苗代スキー場磐根線（猪苗代町）」の県代行事業もしくは国庫補助事業としての整備
2. 一般国道459号（猪苗代―西会津間）の拡幅改良等整備促進並びに歩道設置
3. 一般県道喜多方・河東線の拡幅改良等整備促進並びに歩道設置及び磐梯町落合地区から会津若松市東長原地内間の橋梁改修（架け替えを含む）と踏切拡張等による安全安心の確保対策の早期実施。
4. 主要地方道会津若松・裏磐梯線（ゴールドライン）の拡幅改良等整備促進及び北塩原檜原地内の改良整備促進並びに磐梯町沼田地内から一般国道49号までの拡幅改良等整備促進
5. 猫魔八方台駐車場に入りきれない登山客の車が路上駐車により通行に支障をきたしていることから、適切な対策を講じること。

## 35 広域農道西白河東部地区線の県道編入 について

西白河地域の東部を縦断する広域農道西白河東部地区線（矢吹町・泉崎村・白河市）については、地域産業発展のため重要な役割を果たしているが、年々交通量が増加するに伴いその損傷が著しく、維持補修のための町村財政負担には限界があるので、早急に県道編入を図られるよう強く要望する。

## 36 広域河川改修事業「右支夏井川」の# 整備促進について

小野町の中心部を貫流する二級河川右支夏井川は、度重なる洪水被害をもたらしてきたところであり、本河川の改修事業は、地域住民の悲願である。

平成8年度に5.4 kmの区間が事業採択されて以降、随時整備が進められ、下流部区域は平成25年度に完成したところであるが、上流部区間については、地域住民の安全、安心な生活環境の確保並びに将来のまちづくりを行う上で大変重要な区間であり、現在、家屋等物件移転補償を優先に事業推進が図られている。

平成29年度からは、一部工事に着手され、令和元年度は主要地方道船引・大越・小野線に架かる小野橋の仮橋工に着手されるなど、事業が進展しているところである。

しかし、近年は予期できない豪雨災害等が各地で発生しており、契約未了の家屋等移転対象者において、安全・安心のために早期の移転を望む住民も多く、移転代替地整備を行い、支援体制の強化を図っているところである。

については、本事業が確実に推進され、早期完成することが地域住民の強い要望であるため、右支夏井川の整備促進を図られるよう強く要望する。

## 37 所有者不明土地対策及び空き家対策 の推進について

土地所有を取り巻く状況は、人口減少社会における土地利用の担い手の減少や利用意向の低下等を背景に管理不全の土地が増加しており、管理不全の土地は周囲に悪影響を及ぼしているが、所有権を持つ土地所有者以外がその悪影響を除去することは、大きな困難を伴うものであることから、土地利用を阻害する要因を解消し、適切な利用・管理を促進することが強く求められている。

また、適切な管理が行われていない空き家等についても、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することが強く求められている。

ついては、所有者不明土地対策及び空き家対策の推進に関し、次の事項について、国に対し強く働きかけいただきたい。

### 1. 所有者不明土地対策の推進

- (1) 所有者不明土地は、今後、一層増加することが見込まれることから、発生を予防する仕組みや放棄された土地の管理責任の所在について制度を構築し、その解消を促進すること。
- (2) 町村が、防災やまちづくり等公共的な目的で、所有者不明等管理不全の土地の利用を希望する場合は、優先的かつ円滑に利用できるよう制度を構築すること。また、その利用手続きについては、可能な限り簡素化すること。
- (3) 土地は日本の国土である国家の主権に係るものであることから、市町村や地域コミュニティ、民間等が取得・利用を希望しない土地については、国が管理を行うこと。
- (4) 「国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ（平成31年2月）」において、市町村に多くの役割が求められているが、町村は土地に関する専門的な職員が少なく、財政的・人的にも対応が困難である実態を踏まえ、一律に義務付けを行わないこと。

## 2. 空き家対策の推進

- (1) 空き家対策等の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」）の見直しにあたっては、町村がさらに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の意見を十分反映すること。
- (2) 町村が実施する空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。
- (3) 空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ、地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、特措法による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を含め、町村における空き家対策を一層推進するとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用等財政面においても積極的な支援を行うこと。
- (4) 空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係するため、一体的に検討を行うこと。

【教 育 庁】

## 38 県立白河実業高等学校の実習室の改築と 実習設備の充実について

西白河地方は、首都圏に隣接しているという優れた立地条件を活かしながら、地域経済の活性化と雇用の場の確保のため、企業誘致に取り組み、現在、多くの企業が立地している。

県立白河実業高等学校は、これまで企業が求める優秀かつ豊富な人材の育成・確保に努めてきており、その卒業生の地元企業への就職率は高く、多くの優れた人材を地元企業に供給してきたところであり、今後も地域経済の活性化と企業の発展に貢献することが大いに期待されている。

については、近年の技術革新に伴い、より豊富な経験と専門的知識を有する人材を育成するため、老朽化している機械科及び電気科等の実習室を改築し、実習設備の充実を図られるよう強く要望する。



